

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 2月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 1 号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項に次の2号を加える。

(11) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして規則で定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合

(12) 前号に規定する作業のうち、著しく危険であるものとして規則で定める作業に従事した場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第12条第4項第11号の規定は、令和5年1月1日から適用する。